山口県が海面占用を許可

　山口県が10月31日、中電から申請されていたボーリング調査のための海面占用許可を出しました。

　国・電力会社の原発政策に知事や県役人が逆らえるはずはないので、予測された結果です。しかし、この海面占用許可には、重大な瑕疵(かし)があります。

　それは、申請書には「利害関係人の同意書」を添付することが義務づけられているのですが、祝島漁民の同意書が含まれていないことです。

　2005年のボーリング調査の際に、中電は、2000年補償契約に基づく漁業補償は、許可漁業者・自由漁業者に対する補償も含んでおり、また、埋立のみならず調査に伴う補償も含んでいるので、改めて補償しなくても調査は実施できる、と主張していました。ところが、今回のボーリング調査にあたっては、2000年補償契約には一切触れることなく、「補償は必要ない」とし、「利害関係人の同意書」には、四代漁協・上関漁協からの同意書だけを添付し、祝島の許可漁業者・自由漁業者の同意書は添付していないのです。今回、2000年補償契約に触れられなかったのは、おそらく消滅時効の指摘を受けたからでしょう。

　祝島漁民の漁業(自由漁業・許可漁業）が損失を受ける際に損失補償を支払わなければならないことは、憲法29条及び要綱(公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱)で義務づけられていますから、祝島漁民の同意なしにボーリング調査を実施することは、憲法違反になります。したがって、憲法及び要綱に基づいて損失補償を支払わなければならない祝島漁民を「利害関係人」に含めないことは、重大かつ違法な瑕疵であり、中電が提出した占用許可申請書も山口県が出した占用許可も、いずれも違法かつ無効です。

　中電・山口県が祝島漁民に屈服する

中電は、「11月8日～13日に調査の準備作業、14日以降に調査を実施」としていましたが、11月14日現在、準備作業は全く実施されていません。中電が、従来の高圧的な姿勢とは打って変わって、占用予定海域で操業している祝島漁民の各船を訪ね回って「協力をお願いします」と頭を下げているのですが、ことごとく「ノー」と言われているからです。ＧＰＳによる位置特定などで済む準備作業でさえ全く実施できないのですから、設備設置が必要なボーリング調査を実施できるはずがありません。

2000年補償契約の消滅時効を認めず、「利害関係人」に祝島漁民を含めず、祝島漁民に損失補償を支払わないままボーリング調査を強行しようとした中電、及び中電の違法行為に「占用許可」で応じた山口県が、祝島漁民の当たり前の生活、これまでの日常的営みの前に屈服するであろうことがほぼ確実になっています。

天網恢恢疎(てんもうかいかいそ)にして漏らさず、というほかありません。